

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

| | | | | |
|---------|----------------------|--------------|--------|-----------------------------|
| フリガナ | シャカイフクシホウジンエイスイカイ | | | |
| 法人名 | 社会福祉法人英水会 | | | |
| 法人所在地 | 〒 510-0885 | | | |
| | 四日市市大字日永字母ケ坂5530番地23 | | | |
| フリガナ | ハットリ ジュンコ | | | |
| 書類作成担当者 | 服部 淳子 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | 059-340-0273 | E-mail | eisukaihonbu@eisukai-mie.jp |

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

| 令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額 | | |
|---|-----|--------------|
| ① 令和6年度の加算の見込額 | (a) | 94,588,908 円 |
| i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額 | (b) | 8,078,220 円 |
| ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額 | (c) | 0 円 |
| ② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c) | (d) | 94,588,908 円 |
| ③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること) | (e) | 94,600,000 円 |

| 令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法 | | |
|--|-----|-------------|
| ④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b - c) | (f) | 8,078,220 円 |
| ⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの) | (g) | 7,353,000 円 |
| ⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額 | (h) | 730,000 円 |
| ⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h) | (i) | 8,083,000 円 |

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

